○県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則

昭和六十二年三月十三日 福島県人事委員会規則第一号 改正 昭和六二年四月二一日人委規則第七号 昭和六三年五月一三日人委規則第一二号 昭和六三年七月一日人委規則第一六号 平成元年五月一九日人委規則第八号 平成二年五月一日人委規則第九号 平成三年二月一日人委規則第一号 平成三年四月三〇日人委規則第一一号 平成四年五月八日人委規則第八号 平成四年一〇月九日人委規則第一八号 平成四年一〇月二七日人委規則第一九号 平成五年四月三〇日人委規則第六号 平成六年五月六日人委規則第一〇号 平成六年——月二九日人委規則第一七号 平成七年五月九日人委規則第一三号 平成七年一一月二八日人委規則第二一号 平成八年四月三〇日人委規則第一四号 平成八年六月二一日人委規則第一七号 平成九年五月二日人委規則第一一号 平成一〇年五月一二日人委規則第八号 平成一一年五月一一日人委規則第八号 平成一二年五月九日人委規則第一四号 平成一二年七月七日人委規則第一七号 平成一三年五月八日人委規則第一三号 平成一四年五月三一日人委規則第一八号 平成一四年六月二八日人委規則第二〇号 平成一五年五月三〇日人委規則第一八号 平成一六年四月三〇日人委規則第一二号 平成一六年一二月二四日人委規則第一七号

平成一七年五月六日人委規則第二一号 平成一八年三月二二日人委規則第八号 平成一八年六月二日人委規則第二四号 平成一九年五月七日人委規則第一五号 平成二〇年六月六日人委規則第二八号 平成二一年一月一六日人委規則第一号 平成二一年六月五日人委規則第一三号 平成二二年六月二五日人委規則第一〇号 平成二三年七月一日人委規則第一六号 平成二三年一○月一二日人委規則第一八号 平成二四年六月八日人委規則第一一号 平成二四年七月六日人委規則第一四号 平成二五年六月七日人委規則第一五号 平成二七年六月五日人委規則第一三号 平成二七年一一月六日人委規則第二〇号 平成二八年六月三日人委規則第三七号 平成二九年六月二日人委規則第一五号 平成三〇年六月一日人委規則第二一号 令和元年六月四日人委規則第一号 令和二年六月二日人委規則第一三号 令和三年六月八日人委規則第九号 令和四年五月一三日人委規則第一一号 令和四年八月二三日人委規則第一六号

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則をここに公布する。

県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第四項 の規定に基づき、同条第三項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

(平一一人委規則八・平一六人委規則一二・一部改正)

(管理職員等の範囲)

第二条 管理職員等は、別表の上欄に掲げる機関について、それぞれ同表の下欄に掲げる職

の職務に従事する職員とする。

第三条 各任命権者は、管理職員等以外の者が管理職員等になったとき、又は管理職員等が 管理職員等以外の職員になったときは、文書の交付その他適当と認める方法によりその旨 をその職員に通知しなければならない。

(組織の変更等についての通知)

第四条 各任命権者は、別表に掲げる機関に改廃があつたとき若しくは機関の新設があつたとき又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があつたときは、速やかにその旨を人事委員会に通知しなければならない。

附則

- 1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。
- 2 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十 二号)は、廃止する。

別表 (第二条、第四条関係)

機関		職				
議会事務局	事務局長	次長	課長	局主幹	総務課長補佐	秘
	書係長					
知事部局(出納局を含む。)						

本庁機関

危機管理監 部長 出納局長 風評・風化戦略担当 理事 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復 興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光 |交流局長||技監||政策監||知事公室長||福島イノベ| ーション・コースト構想推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 部 次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポ ーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副 課長及び主任主査 同課の主査、副主査及び主事(知 事又は副知事と行動を共にする者に限る。) 同室 政策調査課の主幹及び副課長 財務総室財政課の主 幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長 同総 室に置かれる課(職員業務課を除く。)に置かれる 主任主査及び主査並びに人事又は給与についての企 画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法 務課の法令審査担当の主幹及び主任主査 守衛長 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同 総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納 局出納総務課の公金管理担当の主幹

出先機関

地方振興局 局長 次長 部長 室長 副部長 副室長

所長 次長 課長 東京事務所

所長 次長 大阪事務所

北海道事務所 所長 次長

名古屋事務所 所長

ふたば復興事務所

消防防災航空センター 所長

消防学校 校長 副校長 所長 次長

環境創造センター 所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支 所長

只見線管理事務所 所長

保健福祉事務所 所長 副所長 部長 出張所長

児童相談所 所長 次長

食肉衛生検査所 所長 次長

動物愛護センター 所長 次長

障がい者総合福祉センター 所長 次長

若松乳児院 院長 次長

福島学園 園長 副学園長

大笹生学園 園長 次長

総合療育センター 所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長

所長 次長

女性のための相談支援センター

精神保健福祉センター 所長 次長

総合衛生学院 学院長 事務長

衛生研究所 所長 副所長

計量検定所 所長 次長

テクノアカデミー 校長 副校長

ハイテクプラザ 所長 副所長 技術支援センター所長

農林事務所 所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普

及所次長 林業指導所長

水産事務所 所長 次長

家畜保健衛生所 所長 次長

農業総合センター 所長 副所長 事務部長 部(室)長 研究所長 研

究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研

究所分場長 農業短期大学校長 農業短期大学校副

校長

林業研究センター 所長 副所長 事務長

水産海洋研究センター 所長 副所長 事務長 いわき丸船長

水産資源研究所 所長 副所長 事務長

内水面水産試験場 場長 事務長

建設事務所
所長
次長
総務部長(県北建設事務所、県中建設

I	1				
	事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所				
	に置かれるものに限る。)				
土木事務所	所長				
あぶくま高原道路管理事務所	所長				
大峠・日中総合管理事務所	所長				
鮫川水系ダム管理事務所	所長				
港湾建設事務所	所長 次長				
福島空港事務所	所長 次長				
流域下水道建設事務所	所長 次長				
教育委員会					
教育庁					
本庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事				
	課長 室長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事				
	担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及				
	び管理主事				
教育事務所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主				
	事				
教育センター	所長 次長 部長				
特別支援教育センター	所長 事務長				
図書館	館長 副館長 企画管理部長				
美術館	館長 副館長 事務長				
博物館	館長 副館長 事務長				
県立学校	校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長				
選挙管理委員会事務局	事務局長				

人事委員会事務局	事務局長	事務局次長	課長 副課長 主任主査
	主査		
監査委員事務局	事務局長	次長 課長	監査参事 副課長
労働委員会事務局	事務局長	事務局次長	課長 副課長
海区漁業調整委員会事務局	事務局長		

備考

- 一 この表に掲げる職は、法令にその定めがあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。
- 二 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)第二十二条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。
- 三 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業 短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長(監査委員事務局に係るものに 限る。)とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

附 則(昭和六二年人委規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年人委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六三年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年人委規則第八号)

この規則は、平成元年六月一日から施行する。

附 則(平成二年人委規則第九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年人委規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成三年人委規則第一一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年人委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年人委規則第一八号)

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成四年人委規則第一九号)
- この規則は、平成四年十一月一日から施行する。
 - 附 則(平成五年人委規則第六号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成六年人委規則第一○号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成六年人委規則第一七号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成七年人委規則第一三号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成七年人委規則第二一号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成八年人委規則第一四号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成八年人委規則第一七号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成九年人委規則第一一号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成一○年人委規則第八号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成一一年人委規則第八号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成一二年人委規則第一四号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附則(平成一二年人委規則第一七号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成一三年人委規則第一三号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成一四年人委規則第一八号)
- この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年人委規則第二○号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年人委規則第一八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年人委規則第一二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年人委規則第一七号)

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年人委規則第二一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年人委規則第八号)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成一八年人委規則第二四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年人委規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年人委規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二一年人委規則第一号)

この規則は、平成二十一年一月十九日から施行する。

附 則(平成二一年人委規則第一三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年人委規則第一○号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年人委規則第一六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二三年人委規則第一八号)

この規則は、平成二十三年十月十三日から施行する。ただし、別表の改正規定(「同総室総合計画課」を「同総室復興・総合計画課」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年人委規則第一一号)

- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成二四年人委規則第一四号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成二五年人委規則第一五号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成二七年人委規則第一三号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成二七年人委規則第二○号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成二八年人委規則第三七号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成二九年人委規則第一五号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(平成三○年人委規則第二一号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和元年人委規則第一号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和二年人委規則第一三号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和三年人委規則第九号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和四年人委規則第一一号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則(令和四年人委規則第一六号)
- この規則は、公布の日から施行する。